

## 外部有識者からの指摘・提言事項

### 1. 「不受理事案」の呼称について

適格性審査を実施した際に適格性が認められず、紛争解決手続を行わないとした事案を「不受理事案」と呼称しているが、利用者からは印象がよくないため、表現に工夫の余地があるのではないかと指摘されている。

### 2. あっせん委員の氏名について

紛争解決等業務の透明性を確保する観点から、あっせん委員の氏名を公表することも検討してはどうかと提言されている。

以 上